

公共施設の管理に関する協議書

令和 年 月 日

管理者住所 熊谷市宮町二丁目47番地1
氏名 熊谷市 熊谷市長

申請者住所
氏名

申請者 と管理者 熊谷市 は、都市計画法に基づく開発行為
または開発行為の工事により設置される公共施設の管理に関し、同法第32条の規定により次の
とおり協議しました。

1 新たに設置される公共施設について

種 別	番 号	概 要			管 理	土 地 の 帰 属	摘 要
		幅 員	延 長	面 積			

2 既存の公共施設について

種 別	番 号	概 要			管 理	土 地 の 帰 属	摘 要
		幅 員	延 長	面 積			

3 新たに設置される公共施設(施設のみ)

種 別	番 号	概 要		施 設 の 管 理	施 設 の 帰 属	摘 要
		数 量	規 模			

※ 表中の番号は公共施設の測量図に対応すること。

4 設計施工方法について

- ① 公共施設の工事に関し、管理者は必要があるときは、その工事がこの協議書で定めるとおり行われているか否かについて、確認することができるものとし、申請者においてもこの確認を求めることができる。
- ② 工事を廃止した場合の公共施設の復元は、申請者が自己負担により責任をもって行い、復元完了後は、直ちに管理者の確認を受ける。
- ③ 電柱は、原則として公共施設内に設置してはならない。
- ④ 道路構造については、道路構造令に準拠する設計とし、アスファルトコンクリート舗装とする。なお、施工方法の詳細は、管理者(管理者の機関維持課)と別途協議を行う。
- ⑤ 市営水道については、次のとおりとする。
 - ・給水計画は、熊谷市水道事業給水条例の定めによる。
 - ・設計施工方法の詳細は、管理者(管理者の機関水道課)と別途協議を行う。
- ⑥ 工事の設計施工にあたっては、都市計画法その他関係法令を遵守し、必要に応じて管理者(各公共施設の関係機関)と協議し、承認及び許可を受けて施行する。

5 帰 属 に つ い て

- ① 申請者から管理者への公共施設(用地を含む)の引き渡しは、工事完了検査に合格し、工事完了公告の日の翌日をもって行う。
ただし、管理者と別途協議した場合は、その協議による。
- ② 所有権移転登記は嘱託登記とし、登記嘱託申請書は開発審査課(熊谷市以外の財産については各管理者)に提出し、これらに伴う嘱託書の作成等その他の事務(地目変更等)は、申請者の自己負担において行う。
- ③ 申請者は、完了公告後、帰属登記の妨げとなる権利(抵当権等)が設定されている場合は、すみやかにこれを抹消する。
また、公共施設用地は、区画を明確に(分合筆)し地目変更する。なお、公共施設用地の登記面積は、実測面積と一致させる。
- ④ 登記嘱託申請書及び公共施設引継書の提出は、工事完了検査の合格後、検査済証の受領前までに行う。

6 管 理 に つ い て

- ① 開発行為により設置された公共施設及び協議により整備された施設(以下、「公共施設等」という。)については、引き渡し後3年間は申請者が協議不適合責任(公共施設等が種類又は品質に関して協議の内容に適合しないものであるときに、管理者の求めに応じ、公共施設等の修補又は代替物の引き渡しを行うことをいう。以下同じ。)を負う。
ただし、協議不適合責任期間内に管理者による工事又は工事等の承認がされた場合はこの限りではない。
- ② 帰属された公共施設について、管理者は協議不適合責任期間内であっても申請者の了解を得ないで工事等を行うことができる。また、第三者に工事等の承認もできる。この場合、工事部分の協議不適合責任は工事着手の日を持って満了する。
- ③ 消防水利施設については、市の工事完了検査時までには管理者(管理者の機関消防本部)の検査を受け、開発行為の工事完了検査時には、検査が完了し適合していることを証する書面を提出すること。
- ④ 帰属される公共施設内に、工事完了公告以前に占用物(ガス管等)が埋設される場合は、工事完了公告後すみやかに占用許可申請手続きを行う。
- ⑤ 新たに設置される消防水利施設の帰属が、申請者である場合において、設置完了後、公共施設に故障があった場合の補修は申請者がその費用を負担する。ただし、この故障のうち管理者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、管理者が負担する。